

第4章

望ましい環境像実現に向けて

第1節 飯山市の環境の特徴と課題

1－1 飯山市の環境の特徴

(1) 飯山市は、雪・四季・千曲川・菜の花畑・ブナ林といったキーワードが繰り返し使われるような自然環境がメインとなる、農村の原風景を多く残している自然豊かな環境の市です。

(2) 飯山市は日本有数の豪雪地帯で、冬期間の雪と戦いから克服・利活用し、さらには楽しむことを取り込む中で、経済活動が営まれています。東西をブナが原生する山々に囲まれ、中央の平地には南北に千曲川が雪解けの水を集め流れ、田園地帯が広がるという四季の移り変わりがはっきりとした盆地です。城下町として栄えた飯山町を中心に商工業が発展し、周辺から北部地域は農業を中心にして発展しており、それぞれの地域において、その地域の生活に最も適した地域環境を築いています。

(3) 平成23年現在、旧飯山町地域を中心とした飯山地区では、南部に平成26年開業の新幹線飯山駅周辺整備が進められ、中央部は中央橋の架け替えに伴う整備が始まり、交通の流れ・町並みといった都市環境はもちろん、飯山地区の住民だけでなく市民の生活環境が大きく変わろうとしています。

(4) 市の重点施策としてのごみの減量、分別・資源化の推進で、市民の資源循環の意識が向上し、また東日本大震災の福島第一原発事故による国全体で取り組まれる節電・省エネルギーの推進により、日常生活でエコを意識するようになり、自然エネルギー活用などを含めた持続性のある循環型社会形成に向けた環境が整ってきました。

1－2 飯山市の環境の課題

(1) 市民アンケートの結果からは、日常生活の中で直接体に取り込む水や空気（大気）の汚染、また騒音・振動・悪臭等の公害に対する関心が高くなっています。3月の東日本大震災による福島第一原発事故による放射能汚染については、特に関心が高く、市民が健康で安心して生活のできる環境づくりが最優先課題です。

(2) 日本有数の豪雪地帯の中で独自の生態系を築き上げてきた生物たちは、地球温暖化や外来種の増殖、また地球温暖化などで影響を受ける中で、徐々にその生態系も変化しつつあります。私たち人間もそれら生物と共生している中で、都市開発や環境汚染など生物への影響を与えています。四季折々の自然豊かなこのふるさとを伝えていくことが課題となります。

(3) かつて城下町として発展した旧飯山町地域、また厳しい冬を乗り越えてきた山間地域など、長年の歴史の中で形成されてきた飯山らしい文化・風習また建造物等は、この地域の環境に即したものであり、今後、それらをどう活かし継承しながら、まちづくりを進めていくかが課題となります。

(4) 現代は、ごみを減らしたり（Reduce=減量）、資源として使えるものはリサイクルしたり（Recycle=再生利用）、使えるものはリユースしたりする（Reuse=再使用）「3R」に代表される循環型社会づくりが課題となっています。近年はオール電化の普及などにより増加傾向にある電力や、石油など他の資源についても、省エネルギーに向けた取り組みが必要となっています。しかし、平成23年の東日本大震災後は、節電・省エネが全国的に取り組まれ進められています。私たち市民は、まず身近なことから実行し、必要に応じ自然エネルギーなどの活用を取り入れながら、循環型社会づくりを推進していくことが課題です。

(5) 飯山市内には魅力ある自然が多くありながら、現代はそうした自然の中で思い切り遊ぶ機会が減っています。また、市や団体が実施する自然観察や環境に関するイベントも、若い世代を中心に参加者が減ってきていたり、市民アンケートでも同様の結果が分かっています。飯山の自然環境を保全し後世に残していくためにも、まず市民が自分の住んでいる自然環境を知り、すべての世代が課題を共有して取り組むことが重要となります。そのためにも市民が進んで環境学習や保全活動に参加し活動していくような地域にしていくことが課題です。

「課題」のキーワード

●生活環境・都市快適環境

- ・ 中小河川・湖沼・地下水の水質保全
- ・ 幹線道路等の騒音対策
- ・ 野焼き・不法投棄の対策
- ・ 公園整備
- ・ 犬の糞の始末
- ・ 放射能の測定、農産物への影響
- ・ 歴史的資源の保存と活用
- ・ 景観への配慮

●自然環境・地球環境

- ・ 森林・里山・農地の保全
- ・ 在来種の保存と外来種の増殖対策
- ・ 河川・地下水の汚染対策
- ・ 千曲川の自然環境保全
- ・ 地球温暖化対策

●資源循環

- ・ ごみの減量、分別・資源化の推進
- ・ 不法投棄・違法焼却防の防止対策
- ・ 自然エネルギーの活用
- ・ 節電・省エネの推進
- ・ 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

●環境教育

- ・ 子どもに対する環境教育・学習の推進
- ・ 大人に対する環境教育・学習の推進
- ・ 環境・エコ活動等の実践者・団体等の支援と養成
- ・ 参加しやすい環境・エコ関連セミナー講習会等の開催

第2節 望ましい環境像

環境基本計画が目指す本誌の環境の姿を簡易に表現したものが「望ましい環境像」です。

本章第1節での本市の環境の特徴と課題等をもとに、本市の望ましい環境像を次のとおりとします。

飯山市の望ましい環境像

私たち市民は、このまちを

おいしい水やきれいな空気に満ち、
“健康で安心して住み続けられるまち”にしていきます。

多様な生き物たちと共生し、
“ふるさとの自然が守り育てられていくまち”にしていきます。

歴史の趣きと静かなたたずまいを大切にし、美しい山河に囲まれた、
“四季の変化にとけ込んだ森のまち”にしていきます。

雪の利活用など自然を活かし、市民一人ひとりが資源を大切にする
“循環型の暮らしを実践するまち”にしていきます。

自然と遊び、自然から学び、身近な環境や地球環境問題を意識して、
“市民が主体的に活動していくまち”にしていきます。

第3節 望ましい環境像実現のための基本目標

望ましい環境像を実現していくために、それぞれの環境像に基づき、次の5つの基本目標を掲げます。

基本目標 1

“健康で安心して暮らし続けられるまち”

「水や空気を大切にし、健康で安全な環境と暮らしを確保していきます」

基本目標 2

“ふるさとの自然が守り育てられていくまち”

「森林・農地・河川が持つ機能の保全と活用やまちの緑化をすすめ、人も含めた」生態系の維持・創出を図っていきます。」

基本目標 3

“四季の変化にとけ込んだ森のまち”

「歴史・文化・景観の保全・活用と、自然と人とのふれあいの場づくりをすすめ、まちの個性をみがいていきます。」

基本目標 4

“循環型の暮らしを実践するまち”

「雪の有効活用をすすめるともに、ライフスタイルを見直し、資源を大切にする循環型社会をつくっていきます。」

基本目標 5

“市民が主体的に活動していくまち”

「環境情報の収集・発信、環境学習・環境教育・環境行動の機会の提供と、人材育成や連携・支援のための仕組みづくりをすすめていきます。」

第4節 施策の体系

4-1 個別目標と環境施策

望ましい環境像を実現し、基本目標を達成していくため、基本目標ごとに個別目標を設定し、それぞれの分野における環境施策を展開していくこととします。

基本 目標

1

「水や空気を大切にし、健康で安全な環境と暮らしを確保していきます」

個別目標 1-1

水質汚濁を防ぎ、水環境の整ったきれいな河川や湖沼にしていきます。

〈水環境の保全〉

- ①生活排水の適正処理を推進します
- ②きれいな河川や湖沼を守ります
- ③良好な水辺環境の形成に取り組みます
- ④水質の監視体制等を充実します

個別目標 1-2

地下水や飲用水源の汚染を防ぎ、安全でおいしい水を確保していきます。

〈水循環機能の確保〉

- ①安全で良質な飲用水の確保に取り組みます。
- ②水の有効利用を推進します。
- ③水資源の保全対策に取り組みます。

個別目標 1-3

大気汚染や悪臭の発生源対策をすすめ、きれいな空気にしていきます。

〈公害の防止〉

- ①公害の防止に対する指導、啓発等を推進します。
- ②公害の発生を未然に防止します。
- ③地球温暖化の防止対策を推進します。
- ④測定・監視、相談体制を整備充実します。

個別目標 1-4

公害や災害の発生を防ぎ、安心して暮らせる環境にいきます。

〈安心して暮らせる環境の確保〉

- ①災害の発生防止対策を推進します。
- ②日常生活における環境への配慮に取り組みます。
- ③事業活動における環境への配慮に取り組みます。

個別目標
1-5

有害化学物質や酸性雨、酸性雪、放射能対策をすすめ、安全な環境にしてい
ていきます。 <安全な環境の確保>

①有害物質等の発生状況等を把握します。

②排出抑制対策を推進します。

③安全な環境に関する的確な情報提供を推進します。

④放射能汚染対策を推進し安心・安全な生活環境確保に努めます。

基本
目標 2

「森林・農地・河川が持つ機能の保全と活用やまちの緑化をすすめ、
人も含めた生態系の維持・創出を図っていきます。」

個別目標
2-1

森林・農地・河川が持つ多面的機能を大切に、色々な工夫と人とのかか
わりで保全・活用を図っていきます。 <森林・農地・河川の多面的機能の活用>

①多面的機能の維持・活用を推進します。

②中山間地域等の保全と農地の維持管理を促進します。

③森林地域の整備を推進します。

④体系的な施策による保全を図ります。

個別目標
2-2

在来の生き物たちの生育環境としての生態系を守り、回復し、創出してい
きます。 <生物の多様性の確保>

①生態系を守り、野生動植物の保護に取り組みます。

②生物の生息・生息地の保全と創出に取り組みます。

③自然環境の調査、研究等を推進します。

個別目標
2-3

緑化をすすめ、自然とのふれあいや生態系のつながりを創出していきます。
<人と自然とのふれあいの創出>

①自然とのふれあいの場づくりを推進します。

②自然との共存意識の向上に取り組みます。

個別目標
2-4

開発による自然環境への影響を考慮し、適切な保全対策をすすめてい
きます。 <自然環境保全制度の充実>

①規制的制度による自然環境保全対策を推進します。

②環境への影響に関する評価手法を導入します。

基本 目標

3

「雪の有効活用をすすめるとともに、ライフスタイルを見直し、
資源を大切に作る循環型社会をつくっていきます。」

個別目標 3-1

雪害対策を強化するとともに、克雪・親雪の工夫を行い、雪を味方にした暮らし方をすすめていきます。 **〈雪害対策と雪の活用〉**

- ①雪に強いまちづくりを推進します。
- ②雪を味方にした暮らしを工夫し推進します。
- ③雪エネルギーの研究や活用に取り組みます。

個別目標 3-2

省エネルギーに配慮した暮らしや、自然エネルギー、未利用エネルギーの活用をすすめていきます。 **〈資源・エネルギーの有効利用〉**

- ①省資源・省エネルギーに対する意識の啓発を推進します。
- ②新エネルギーの研究と活用に取り組みます。

個別目標 3-3

環境美化活動をすすめ、環境モラルの向上と環境への監視を強めていきます。 **〈環境保全活動の促進〉**

- ①環境美化活動を促進します。
- ②環境保全意識の啓発と指導を推進します。
- ③不法投棄防止対策を推進します。
- ④地球環境にやさしい活動に取り組みます。

個別目標 3-4

ごみを出さない生活スタイル、ごみをつくらない生産スタイルに変えていきます。 **〈循環型社会を意識したライフスタイルの形成〉**

- ①ごみの排出抑制を推進します。
- ②ごみ問題に関する教育、啓発活動を推進します。
- ③ごみに関する情報の提供等を推進します。

個別目標 3-5

不用品の再使用(リユース)や再生利用(リサイクル)をすすめていきます。 **〈リサイクル(3R)の推進と適正処理〉**

- ①ごみの減量化のための取り組みを推進します。
- ②資源物の回収と再生利用を推進します。
- ③ごみ処理施設の計画的な維持管理・整備を推進します。
- ④廃棄物の適正処理に関する指導・啓発を推進します。

基本 目標

4

「環境情報の収集・発信、環境学習・環境教育・環境行動の機会の提供と、人材育成や連携・支援のための仕組みづくりをすすめていきます。」

個別目標 4-1

環境情報の収集・発信や催しの開催など、子どもから大人まで、様々な環境学習のできる機会や場を設けていきます。〈環境教育・環境学習の推進と環境情報の収集・発信〉

①環境教育・環境学習を推進します。

②環境情報の収集と発信に取り組みます。

個別目標 4-2

子どもたちや親子での自然遊び、自然学習を促進する場と仕組みを作っていきます。〈自然学習の促進〉

①自然学習の場の充実と創出に取り組みます。

②学習体制を整備します。

個別目標 4-3

環境教育や環境行動を積極的にすすめるために、必要な人材育成や支援のための仕組みをつくっていきます。〈人材育成・支援のための仕組みづくり〉

①人材の育成を推進します。

②環境行動への取り組みに対する支援を推進します。

個別目標 4-4

環境行動が持続的に行われていくために必要な連携・評価のための仕組みをつくっていきます。〈持続的な環境行動の促進〉

①連携のとれた体制づくりに取り組みます。

②環境評価の実施に取り組みます。

個別目標 4-5

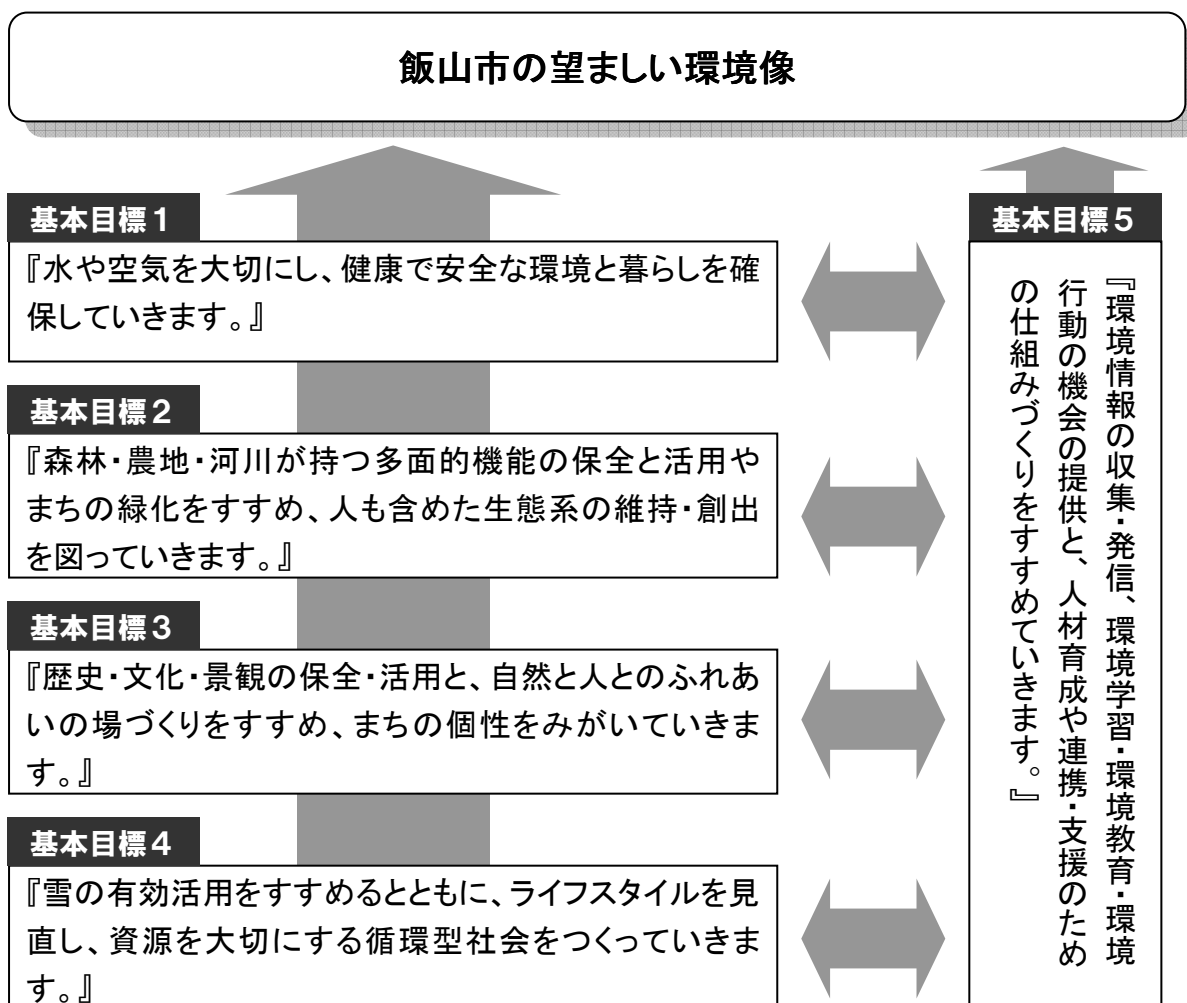
環境を考え行動する市民会議を設立し、環境問題に関する学習や調査・評価を行い、環境への関心と行動を高めていきます。〈環境を考え行動する市民会議の設立〉

①環境を考え行動する市民会議を設立します。

②市民会議と連携する体制づくりに取り組みます。

4-2 基本目標相互の関係

5つの基本目標については、基本目標1から4と基本目標5を連携してすすめることで、望ましい環境像の実現を図っていきます。



4-3 環境施策の展開の方向

環境施策の展開においては、《目標達成に向けて、市と市民、事業者等が一体となって取り組む》内容を、個別目標の施策ごとに示しています。

また、達成すべき目標をイメージできるよう「環境指標」を設定し、取り組みの進捗状況を測る目安として目標値を示しますが、数値の定めにくいものについては、文章による表現となっています。

環境指標には、平成23年に行った環境にかかる市民アンケート及び事業者アンケートでの「環境に対する満足度」と「環境行動の実施状況」も対象とし、定期的な調査を行うことにより、市民・事業者の意識等を把握していくこととします。

更に、施策を具体的に展開し基本目標を達成していくには、市民、事業者等が日常生活や事業活動の中で、環境保全に向けた適切な配慮を着実に実行していくことが必要であるため「市民、事業者の取り組み」を行動指針の例示として掲げています。

第3節 施策の展開

基本目標 1

“健康で安心して暮らし続けられるまち”

「水や空気を大切に、健康で安全な環境と暮らしを確保していきます」

1 水環境の保全

個別目標 1-1

水質汚濁を防ぎ、水環境の整ったきれいな河川や湖沼にしていきたいです。

[環境指標]

項目	H22現状値	H32目標値
○千曲川（4か所）のBOD平均値	1.4 mg/ℓ (2.2)	2.0mg/ℓ 以下 (2.0)
○中小河川のBOD値		
・市街地の河川等平均値（8か所）	2.6 mg/ℓ (7.7)	2.0mg/ℓ 以下 (3.0)
・集落内の河川等平均値（17か所）	1.9 mg/ℓ (2.0)	2.0mg/ℓ 以下（現状維持）
・山間地の河川等平均値（10か所）	1.1 mg/ℓ (1.5)	2.0mg/ℓ 以下（現状維持）
○湖沼のCOD値平均値	2.5 mg/ℓ (4.1)	2.0mg/ℓ 以下 (2.0)
○生活排水適正処理率	85.3% (50.7)	90%以上 (80)
○公共下水道等供用開始区域内接続率	87.6% (63.8)	90%以上 (90)
○合併処理浄化槽整備区域内の 浄化槽設置率	60% (21.4)	現状維持 (50%)
○多自然型工法による護岸等延長	5.83km (2.07)	10km (6)
民アンケート「水環境に対する満足度」	70% (36)	80% (75)

※表中「現状値」欄の（ ）内の数値は前計画に記載されていたH12実績値、
「目標値」欄の（ ）内の数値は、同じくH12実績に対する10年後の目標値です。

(1)生活排水の適正処理を推進します

- ・下水道等整備区域外の地域における合併処理浄化槽の設置を進めるため、設置整備補助事業の充実を図っていきます。
- ・下水道Q&Aの作成等、下水道について理解してもらうための取り組みを進めます。
- ・単独・合併処理浄化槽(※1)、阻集器(※2)等の状況確認や適正な管理、清掃に関する指導啓発を進めます。

※1 合併処理浄化槽…下水道整備エリア外において、生活雑排水とし尿を合わせて処理する浄化槽。
(単独処理浄化槽はし尿のみ処理する浄化槽。)

※2 阻集器…事業所が溶剤、油などの異物が混入した水を排水する際に、その異物を除外するための施設。

(2)きれいな河川や湖沼を守ります

- ・下水道等へのつなぎ込みの促進により、生活排水による汚濁を防止していきます。
- ・ヨシなど河川浄化に効果のある水生植物の保全・活用を図っていきます。
- ・河川愛護団体の活動を支援していきます。
- ・河川浄化への関心を高めていくため、住民や子どもたちの参加による河川・湖沼の水質測定やクリーン活動を進めていきます。

(3)良好な水辺環境の形成に取り組みます

- ・自然石、間伐材等の使用やヨシ、ヤナギ等の植生保全により、多自然型の川づくりを進めていきます。
- ・水辺に生息する生物に影響を与えないよう、自然とふれあうマナーの徹底を図っていきます。
- ・在来の水辺の植物を守るため、アレチウリ等外来植物の除去を進めていきます。

(4)水質の監視体制等を充実します

- ・千曲川については、上流・中流・下流が一体となった水質管理を行うことのできる体制をつくっていきます。
- ・中小河川・湖沼の水質目標値を設定し、定期的な測定の実施により水質監視を行います。

●市民の取り組み

- ・公共下水道や農業集落排水施設の供用開始区域内で、まだつなぎこみを行っていない家庭では、つなぎこみを行う。
- ・合併処理浄化槽区域内では、合併処理浄化槽を設置するよう努める。
- ・農薬や肥料は、環境に配慮した適正な利用を心がける。
- ・食用油は少量でも台所から流さないで、市の回収に出してリサイクルする。
- ・家庭での洗剤の使用は最小限にとどめる。

●事業者の取り組み

- ・事業活動により汚濁した排水は、法律を順守して処理を行う。



●「せせらぎサイエンス」

子どもたちが水と親しみながら、水辺や水中に住む生物の観察を行うイベント。

2 水循環機能の確保

個別目標
1-2

地下水や飲用水源の汚染を防ぎ、安全でおいしい水を確保していきます。

項 目	H22現状値	H32目標値
○水道水源保全地区指定数	0 か所 (0)	2 か所以上 (2)
○無散水融雪施設整備路線延長	5.4km (3.8)	10km 以上 (10)
○水質汚濁事故件数	9 件 (19)	0 を目指す (0 を目指す)

※表中「現状値」欄の（ ）内の数値は前計画に記載されていたH12実績値、「目標値」欄の（ ）内の数値は、同じくH12実績に対する10年後の目標値です。

(1) 安全で良質な飲用水の確保に取り組みます。

- ・飲料水の汚染を防ぐため、水源の監視を行っていきます。
- ・おいしい水確保のため、念願の水道水源の千曲川脱却を果たしました。これからは水量・水質の確保のため、森林整備を進めていきます。
- ・市内の山林を売り渡すことで貴重な水資源が失われることのないよう、仕組みづくりを検討していきます。

(2) 水の有効利用を推進します。

- ・森林の整備や緑化をすすめ、雨水の地下浸透などにより保水力を高めていきます。
- ・消雪施設は無散水消雪施設にするなど、地下水の循環的利用を進めていきます。
- ・雨水、生活排水、融雪水を循環利用するための方法を研究し、市民が積極的かつ有効に利用できるようにしていきます。
- ・水の大切さについて市民の意識の啓発を進めていきます。

(3) 水資源の保全対策に取り組みます。

- ・地下水の汚染や水位の低下を防ぐため、地下水調査を実施するとともに、地下水に影響をおよぼす行為を規制していきます。
- ・農薬や化学肥料などの流出による水質汚濁防止のため、農家への適正な指導を進めていきます。
- ・除草剤の使用や樹木の消毒、冬期交通確保のための凍結防止剤の散布などについて環境への影響調査の情報を収集し、適切な対策を検討していきます。
- ・アスファルト舗装の増加や下水道の整備に伴い、土地の保水能力が低下することから、雨水を地下に還元する透水性舗装（※）に取り組んでいきます。
- ・灯油、重油等の取り扱いによる流出事故防止のための指導を行うとともに、啓発活動を強化していきます。

※ 透水性舗装…雨水を舗装体を通して直接地中に浸透させる舗装工法。

●市民の取り組み

- ・ 水も貴重な資源であることを意識し、余計な水は使わないよう心がける。
- ・ 飲用に使用する井戸水は、なるべく1年に一度、水質検査を受けるようにする。
- ・ 住宅敷地内にはできるだけ緑地を多く取り入れ、水が土壌に還元されるよう努める。
- ・ 自宅敷地内の舗装には透水性舗装を取り入れる。

●事業者の取り組み

- ・ 事業所敷地内の舗装には、なるべく透水性舗装を取り入れる。



●「水の日フェア」

市民の皆さんに飯山市の水道水へ親しんでもらうために行っているイベント。水源の違う水による「利き水」が人気。

3 公害の防止

個別目標
1-3

大気汚染や悪臭の発生源対策をすすめ、きれいな空気にしていきます。

【環境指標】

項 目	H22現状値	H32目標値
公害苦情件数	5 件 (50)	0 を目指す (0 を目指す)
道路交通騒音の基準適合状況	95% (100)	100% (100)
公害防止協定締結数	22 件 (22)	積極的に締結 (積極的に締結)
飯山市役所公用車の低公害車（ハイブリッド車・電気自動車）導入台数	6 台 (1)	10 台以上 (10)
市民アンケート 「空気のきれいさに対する満足度」	95% (83)	現状維持 (90%)
市民アンケート 「アイドリングストップ実施状況」	46% (52)	75% (75)

※表中「現状値」欄の（ ）内の数値は前計画に記載されていたH12実績値、
「目標値」欄の（ ）内の数値は、同じくH12実績に対する10年後の目標値です。

(1) 公害(大気汚染、騒音・振動、悪臭等)の防止に対する指導、啓発等を推進します。

- ・工場、事業所等による大気汚染、騒音・振動、悪臭等の環境基準や規制基準等の順守、発生防止対策などを県や近隣市町村との連携で進めていきます。
- ・中小事業者に対し、公害に関する法規制の遵守や改正、また有害物質の排出抑制に関する情報を提供していく仕組みづくりを検討していきます。
- ・大気汚染防止や悪臭防止、ごみの野外焼却禁止に対する指導を強化していきます。
- ・道路交通騒音・振動対策として、交通渋滞誘発か所の改善や生活道路への通過車両などの進入を抑制する交通規制や誘導（一方通行など）を検討していきます。
- ・「市民ノーマイカーデー」の実施等、自家用車のみに頼らない生活について考える機会を増やし、市民の環境意識啓発を行っていきます。
- ・人工光の使用に伴う環境への影響について、監視・啓発・指導を行っていきます。

(2) 公害の発生を未然に防止します。

- ・新たな公害問題や地球環境問題に対応できるよう、公害防止対策を行う事業所に対する助成制度の拡大や低利融資制度の創設を検討していきます。
- ・公害の防止等に関する条例に基づく指定事業所届の提出を徹底し、公害問題に対する事業者の意識の高揚を図っていきます。
- ・公害の発生のおそれがある事業所との公害防止協定（※）の締結を積極的に進めていきます。

※ 公害防止協定…公害の防止等に関する条例に基づき、市民の健康を保護し、生活環境の保全を図る上で市長が必要と認めたときに、事業者と結ぶ協定。

(3)地球温暖化の防止対策を推進します。

- ・自動車排ガスや二酸化炭素の排出を削減するため、アイドリング・ストップ運動を積極的に進めていきます。
- ・市が低公害車・低燃費車を率先して導入するほか、市民や事業者に対する導入啓発を推進していきます。
- ・徒歩や自転車による移動を促進するため、歩道や自転車道、駐輪場の整備を進めていきます。
- ・市が率先して地球温暖化防止に資するため、「地球温暖化防止実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出削減を実行していくとともに、実施状況を公表していきます。
- ・中小事業者も取り組むことができる、CO₂等温室効果ガス削減策に関する情報提供・啓発や仕組みづくりを検討していきます。

(4)測定・監視、相談体制を整備充実します。

- ・飯山のきれいな空気を実感し、市民の意識の共有が図られるような測定・監視体制を整え、情報提供を行っていきます。
- ・大気汚染に関する学習会の機会を設け環境への関心を高めるとともに、定期的な測定を実施し、広く発信される仕組みをつくっていきます。
- ・公害に対する苦情や相談について、速やかな処理・解決が行えるよう、庁内の受付体制の充実や県との連携を図っていきます。

●市民の取り組み

- ・日ごろから環境問題に興味を持ち、知識や情報を積極的に取り入れる。
- ・ごみの焼却等、違法な野焼きは絶対にしない。
- ・アイドリングストップ、エコドライブを心がけ、なるべく自動車を使わないようにする。

●事業者の取り組み

- ・事業で有害物質を排出していないかを定期的に確認するなどして、公害関係法令を順守し、公害の未然防止に努める。
- ・必要に応じ公害防止協定を締結する。
- ・温室効果ガス削減のための施設更新や、国内クレジット制度活用など、温室効果ガスをなるべく発生させないための仕組みを積極的に取り入れる。
- ・小売店では買い物客にマイバッグを持参するよう呼びかけを行ったり、持参者には特典を設けたりする。

4 安心して暮らせる環境の確保

個別目標
1-4

公害や災害の発生を防ぎ、安心して暮らせる環境にしていきます。

[環境指標]

項目	H22現状値	H32目標値
災害防止区域指定数（法指定）	39 区域（49）	対策により減少 （対策により減少）
災害危険箇所等指定数	798 か所（218）	対策により減少 （対策により減少）
公害苦情件数	5 件（50）	0 を目指す（0 を目指す）
市民アンケート 「災害に対し安全・安心な暮らしに対する満足度」	55%（49）	75%（75）
市民アンケート 「まちの静かさに対する満足度」	92%（82）	現状維持目指す （現状維持を目指す）

※表中「現状値」欄の（ ）内の数値は前計画に記載されていたH12実績値、
「目標値」欄の（ ）内の数値は、同じくH12実績に対する10年後の目標値です。

(1) 災害の発生防止対策を推進します。

- ・地すべり、がけ崩れ、雪崩、水害などから市民の生命・財産を守り、災害に強い地域づくりを推進するため、国や県と協力し、保安林、地すべり防止区域等の指定を進めるとともに、治山治水対策を強化していきます。
- ・治山治水の方法として、従来の構造物一辺倒による工法から、森林整備や農地の多面的機能を活用できる方法を検討し、取り入れていきます。
- ・農地が持つ治水能力を低下させないよう、農地の維持・再生を図ります。
- ・防災マニュアル、洪水ハザードマップ（※）等の内容の充実や市民への周知、活用の啓発を行っていきます。
- ・浸水災害を防止するため、都市下水路、雨水幹線等排水路や中小河川の整備・改修を進めていきます。
- ・雨水調整池や雨水貯留槽の整備を進め、雨水流出量の調整が行えるような仕組みをつくっていきます。

※ 洪水ハザードマップ…大雨等によって河川が増水し、氾濫によって浸水が予想される範囲と程度、避難場所を記載した洪水避難地図。

(2) 日常生活における環境への配慮に取り組みます。

- ・解決が困難な近隣・生活型公害（※）については、発生の未然防止のため、生活型公害や、近隣住民間の日頃からのコミュニケーションの大切さなどを知ってもらうための啓発を行っていきます。
- ・暴走行為等による迷惑騒音を発生させない地域環境づくりを関係機関や地域と連携し

て行っていきます。

※近隣・生活型公害…洗濯機、掃除機、深夜電気温水器の音やベットの飼い方の問題など、住民の日常生活に起因する音や臭い等に対し、近隣住民が不快感を持つことによって生まれる公害。法規制がないものが多く解決が難しい。

(3) 事業活動における環境への配慮に取り組めます。

- ・事業者と周辺住民が環境保全に関する協定等の締結を積極的に行うなど、事業者と住民間の良好な関係を築いていけるよう、啓発を行っていきます。
- ・農作業における野外焼却については、その有効性や効果を一般市民に広報するとともに、作業時のマナーの啓発を行っていきます。
- ・事業者が行う環境に対する取り組みについての情報を公開する場を提供していきます。

●市民の取り組み

- ・自分の住む地域の避難場所を日頃から確認し、災害時の対応を家族で話し合っておく。
- ・隣近所などと日ごろから良好な関係を築き、近隣・生活型公害の未然防止に努める。

●事業者の取り組み

- ・農作業で行う、わら等の焼却においては、時間、風向、規模等を考慮し、なるべく住宅街に煙が流れないように配慮する。
- ・開発事業を行う際は、周辺の環境について十分な事前調査を行い、災害を誘引しないように配慮する。

5 安全な環境の確保

個別目標
1-5

有害化学物質や酸性雨、酸性雪、放射能対策をすすめ、
安全な環境にしていきます。

【環境指標】

項 目	H22現状値	H32目標値
降雨・降雪のpH値測定回数	実施なし（実施なし）	毎年1回実施 （5か所以上で測定）
野焼き等苦情件数	8件（18）	0を目指す（0を目指す）
各地区での空間放射線量測定回数	0	月1回以上
子どもが利用する施設での空間放射線量測定回数	0	月1回以上
事業者アンケート 「有害物質の使用量削減の取り組み状況」	52%（25）	70%（30）

※表中「現状値」欄の（ ）内の数値は前計画に記載されていたH12実績値、
「目標値」欄の（ ）内の数値は、同じくH12実績に対する10年後の目標値です。

(1) 有害物質等の発生状況等を把握します。

- ・廃棄物焼却炉での、ダイオキシン類による環境汚染の実態把握を継続して行っていきます。
- ・有害物質についての情報収集やそれに基づく実態の把握・調査を行っていきます。
- ・酸性雨・酸性雪の測定などの実態調査を、子どもや住民の参加により実施することで、環境問題意識の啓発を行っていきます。

(2) 排出抑制対策を推進します。

- ・酸性雨の原因物質である窒素酸化物、硫黄酸化物等の排出が多い自動車の交通対策など排出削減に向けた取り組みを進めていきます。
- ・ダイオキシン類の発生防止を身近なところから実施していくため、ごみの分別排出や野焼きの禁止を徹底していきます。
- ・市発注の公共工事等では、有害化学物質の発生の原因となるものの使用を控えるなど率先して排出の抑制を実施していきます。

(3) 安全な環境に関する的確な情報提供を推進します。

- ・有害化学物質の発生メカニズムや発生源、健康との関係等についての情報の整備・提供を行っていきます。
- ・国、県などの有害化学物質の環境調査の結果等の収集・提供を進めていきます。
- ・農薬や除草剤の毒性や環境への影響について、生産者にとっても消費者にとっても正しい理解や学習ができ、情報が共有できるようにしていきます。

(4) 放射能汚染対策を推進し安心・安全な生活環境確保に努めます。

- ・環境放射線量の定期的な測定・公表を行い、安心して生活できる仕組みづくりを行います。
- ・保育園・学校など、子どもたちが多く利用する施設では、雨どいの下、側溝など周辺より線量が高い可能性のある場所について特に重点的に測定を行い、高い線量が計測された場所においては、除染することにより放射線被ばくを防ぎます。
- ・市民が放射性物質や放射能について正しい知識を得られるよう、学習会などを通じ啓発を行っていきます。
- ・学校給食の食材について放射線量の計測を定期的に行うなど、子どもたちを被ばくから守るための仕組みづくりを検討していきます。
- ・飯山市から 50 k m以内に位置する柏崎刈羽原子力発電所について、事故を発生させないための対策について継続的に働きかけを行うとともに、万が一事故が発生した場合を想定して、対応の準備を進めていきます。

●市民の取り組み

- ・身近な環境について関心を持ち、知識や情報を入手するよう心がける。
- ・放射能について正しい知識を持ち、食品などによる被ばくを防止する。

●事業者の取り組み

- ・有害化学物質の適正な使用や処理を徹底する。
- ・農地における農薬や化学肥料の使用を抑制し、なるべく環境の保全に配慮した農業を行う。

基本目標 2

“ふるさとの自然が守り育てられていくまち”

「森林・農地・河川が持つ機能の保全と活用やまちの緑化をすすめ、人も含めた」生態系の維持・創出を図っていきます。」

1 森林・農地・河川の多面的機能の活用

個別目標
2-1

森林・農地・河川が持つ多面的機能を大切にし、色々な工夫と人との力で保全・活用を図っていきます。

[環境指標]

項目	H22現状値	H32目標値
市面積に占める森林面積の確保率	59% (58.4)	現状維持を目指します (現状を維持します)
森林面積	12,004ha (11,818)	
市面積に占める耕地面積の確保率	9.8% (11.7)	現状維持を目指します (現状を維持します)
経営耕地面積	1,654ha (2,365)	
市民アンケート「自然の豊かさに対する満足度」	81.6% (67)	90% (75)

※表中「現状値」欄の（ ）内の数値は前計画に記載されていたH12実績値、「目標値」欄の（ ）内の数値は、同じくH12実績に対する10年後の目標値です。

(1) 多面的機能の維持・活用を推進します。

- ・農地の無秩序な転用を抑制し、優良な農地の保全に努めます。
- ・かつて地域の人々にとって身近であった里地里山の価値を見直すため、学習の機会を増やしていきます。
- ・荒廃農地は他の用途への転換などにより、適正利用を進めていきます。
- ・グリーンツーリズム、自然体験教室、ラフティングボート、カヌーなど自然資源を活用した観光の振興を進めていきます。

(2) 中山間地域等の保全と農地の維持管理を促進します。

- ・中山間地域の自然と風土を保全・活用していくため、学習の機会を作ったり、住民参加の仕組みづくりを検討していきます。
- ・グリーンツーリズムの推進及び中山間地域の特色を活かした、農業体験学習の場としての活用や環境学習への活用を進めていきます。
- ・農地の遊休化・荒廃化を防ぐため、集落営農組織、担い手農家等への農地の利用集積を進めていきます。

(3) 森林地域の整備を推進します。

- ・水源かん養、国土保全機能など森林の持つ公益的機能を維持・増進していくため、計画的な森林の保育・整備を進めていきます。
- ・荒廃森林の間伐等の整備対策を検討するとともに、複層林の整備を推進し、適地適木による多様な森林整備を進めていきます。
- ・災害防止、生態系の保全、木材の安定供給といった森林が持つ多面的機能を有効に発揮できるよう、自然的条件や地域のニーズ等に応じた機能間の調整を図りつつ、整備を進めていきます。

(4) 体系的な施策による保全を図ります。

- ・自然特性や土地利用状況等を考慮し、それぞれの地域に応じた体系的な保全を行っていきます。

●市民の取り組み

- ・里山や中山間地域保全のための活動に積極的に参加する。
- ・耕作放棄農地をなるべく減らす。

2 生物の多様性の確保

個別目標 2-2

在来の生き物たちの生育環境としての生態系を守り、回復し、創出していきます。

【環境指標】

項目	H22現状値	H32目標値
鳥獣保護区指定面積	2,464ha (2,464)	現状維持 (現状維持)
天然記念物指定数	17件 (15)	20件 (35)
市民アンケート 「多様な生物の存在に対する満足度」	80% (65)	90% (80)

※表中「現状値」欄の（ ）内の数値は前計画に記載されていたH12実績値、
「目標値」欄の（ ）内の数値は、同じくH12実績に対する10年後の目標値です。

(1) 生態系を守り、野生動植物の保護に取り組みます。

- ・鳥獣保護区や禁猟区の設定、天然記念物の指定などを行い、野生動植物や生息・生育環境を保護・管理していきます。
- ・野生鳥獣や高山植物等を保護するための指導員を配置し、監視活動や啓発活動を行います。
- ・ブラックバスやオオブタクサ、アレチウリなど外来種の増殖について市民が知る機会を作り、増殖を抑制することで生態系の攪乱を防止していきます。
- ・野生鳥獣「保護管理」の理解を深め、共存の仕組みを工夫していきます。

(2) 生物の生息・生息地の保全と創出に取り組みます。

- ・冬期湛水(※)の実施や休耕田・水路を活用し、生態系の維持・創出を図ります。
- ・里山の保全や回復を図り、生物多様性の保全に積極的に取り組みます。
- ・千曲川沿いの樹木、ヨシ原(悪田自然緑地)は出来るだけ残し、繁みをつくったり、ヤナギなどを残したりして、野鳥のすみ家や渡り鳥の休憩場所として自然豊かな水辺づくりを進めていきます。

※冬期湛水(とうきたんすい)…稲収穫後の水田において、水を張ること。この取り組みにより、様々な生物の育成環境の提供が可能となる。

(3) 自然環境の調査、研究等を推進します。

- ・自然環境の調査、研究等を推進します。
- ・身近な生き物から野生鳥獣まで、地域に存在する様々な生物の調査を、市民の参加や各種団体等の協力を得ながら進めていきます。

●市民の取り組み

- ・オオクチバス(ブラックバス)等の外来種の魚を河川や湖沼に放さない。
- ・オオブタクサやアレチウリなど外来種の植物の駆除を行う。
- ・自然観察・自然学習会などに積極的に参加する。

3 人と自然とのふれあいの創出

個別目標 2-3

緑化をすすめ、自然とのふれあいや生態系のつながりを創出していきます。

【環境指標】

項 目	H22現状値	H32目標値
樹木の天然記念物指定数	16 本 (14)	20 本 (30)
親水型護岸整備箇所	8 か所 (8)	10 か所 (20)
環境美化活動実施状況	66% (全区の 46%)	80% (60)
市民アンケート「自然の豊かさに対する満足度」	82% (67)	90% (75)

※表中「現状値」欄の（ ）内の数値は前計画に記載されていたH12実績値、「目標値」欄の（ ）内の数値は、同じくH12実績に対する10年後の目標値です。

(1) 自然とのふれあいの場づくりを推進します。

- ・環境保全、レクリエーション利用、景観形成、防災効果等、緑に期待する機能に応じた樹種や植栽方法などそれぞれの場所にふさわしい緑の保全、創出を進めていきます。
- ・ブナやケヤキなど、緑に求める機能・役割を見極めながら適地適木による緑化を進めていきます。
- ・保存樹木・樹林の指定制度などを創設し、地域のシンボルとして守り育てていく仕組みをつくっていきます。
- ・自然に残った地形や植生を活かした親水護岸づくり等により、川と生き物とのふれあいの場づくりを進めていきます。
- ・千曲川を中心に、市全体が飯山らしい生態系を保全していくため、地域と連携し活動を推進していきます。
- ・住宅地や工作物の建築の際には、緑地や土壌面を確保していくための啓発を行います。

(2) 自然との共存意識の向上に取り組めます。

- ・山野等でのポイ捨てや貴重な植物の採取を行わないなど、自然と共存するうえでのマナーの徹底を図っていきます。
- ・緑の修復・保全のため、地域のお伝馬による草刈りなどを転入者も含め継続して実施していくことや、人間の都合だけではなく自然との共存を図っていくための意識啓発を行います。

●市民の取り組み

- ・自分の身近にある天然記念物等指定樹木を知り、地域のシンボルとして保全を行う。
- ・敷地内の緑化に努める。
- ・山菜取りでは必要な量だけを収穫し、貴重な山野草は取らない。

●事業者の取り組み

- ・事業所内の緑化に努める。

4 自然環境保全制度の充実

個別目標
2-4

開発による自然環境への影響を考慮し、適切な保全対策をすすめていきます。

〔環境指標〕

項目	H22現状値	H32目標値
郷土環境保全地域指定数（※）	1 か所（1）	2 か所以上（2）

※表中「現状値」欄の（ ）内の数値は前計画に記載されていたH12実績値、
「目標値」欄の（ ）内の数値は、同じくH12実績に対する10年後の目標値です。

※郷土環境保全地域…優れた自然を県民の貴重な資産として後代に伝えとともに、県民の良好な生活環境の保全を図ることを目的に長野県が指定する地域。市内は小菅山が指定されている。

（1）規制的制度による自然環境保全対策を推進します。

- ・自然環境の保護・保全について総合的な対策を進めるにあたり、現行の市自然保護条例の内容を検証し、必要に応じて見直しを行っていきます
- ・事業活動を行うに当たり、環境の保全について多方面から適正に配慮が行われるよう、事業者への指導・啓発をしていきます。

（2）環境への影響に関する評価手法を導入します。

- ・開発計画については住民の意見を十分に反映させるとともに、一定規模以上の開発行為に対しては、開発するものに対し環境への影響について調査を義務付けることを検討していきます。
- ・自然環境に影響を与える開発計画に対しては、環境保全計画書を提出させ、開発後は定期的に保全の実施状況の報告をさせるような仕組みづくりを検討します。

●事業者の取り組み

- ・環境保全の指定を受けた地域の開発はなるべく避ける。

基本目標 3

“四季の変化にとけ込んだ森のまち”

「歴史・文化・景観の保全・活用と、自然と人とのふれあいの場づくりをすすめ、まちの個性をみがいていきます。」

1 歴史的・文化的環境の保全

個別目標 3-1

歴史的・文化的な環境の保全・活用をすすめ、まちの個性をみがいていきます。

[環境指標]

項目	H22現状値	H32目標値
指定文化財件数	80 件 (65)	100 件 (100)
指定文化財における史跡・貴重建造物数	14 件 (13)	20 件 (20)
市民アンケート「歴史・文化保存に対する満足度」	75% (64)	現状維持 (70%)

※表中「現状値」欄の（ ）内の数値は前計画に記載されていたH12実績値、
「目標値」欄の（ ）内の数値は、同じくH12実績に対する10年後の目標値です。

(1) 歴史・文化的環境の保全 と活用を推進します。

- ・地域の歴史的・文化的資源の調査・把握を専門家や地区のお年寄りなど幅広い市民の参加を得て行うとともに、新たな文化財の指定を進めていきます。
- ・郷土の史跡や天然記念物などへの興味・関心を高めるため、指定文化財の案内板や説明板の整備をすすめ、郷土学習の場としての活用を図っていきます。
- ・人間と自然との長期に亘る相互作用によって生み出された民家群と背景の里山植生などの文化的景観や歴史的建造物を、文化財として選定する検討を進めていきます。
- ・地域の歴史や文化について学ぶ学習会や検定等を継続的に実施し、歴史的・文化的環境を活用していくための人材育成を図っていきます。
- ・各地域の伝統行事、伝統芸能を継承していくため、保存団体の支援や幅広い市民の参加を促すための情報提供を行っていきます。

(2) 個性ある“まち”の創出に取り組めます。

- ・先人の環境に対する生活態度や知恵、取り組みを見直し、活かし、まちの個性としてみがいていきます。
- ・歩道の整備等に際しては、維持管理に配慮した上で、石や木などの自然素材のものを活用し、まちの個性づくりを進めていきます。
- ・四季の鮮やかさと寺まちのたたずまいを感じさせる、散策路やまち並みを整備してい

きます。

●市民の取り組み

- ・ 地域にどんな文化財があるかを、地域活動や学習会などに参加して学ぶ。
- ・ 地域の祭礼などに積極的に参加し、伝統行事の継承に努める。

●事業者の取り組み

- ・ 歴史的・文化的建造物等の周囲で開発を行う場合は、それらに配慮し調和するよう努める。



●飯山市ふるさと館

飯山市のふるさと学習の拠点として平成 18 年に開館。市内の自然・歴史を学ぶための展示に加え、各種教室・講座も随時行っている。

2 良好な景観の形成

個別目標
3-2

美しい山河や四季の変化などの景観的特徴を守り、活かしていきます。

【環境指標】

項目	H22現状値	H32目標値
景観形成住民協定締結数	6 地区 (6)	10 か所以上 (10)
指定文化財における名勝数	0 か所 (-)	5 か所以上 (5)
市民アンケート「風景の美しさに対する満足度」	79% (68)	現状維持 (75%)

※表中「現状値」欄の（ ）内の数値は前計画に記載されていたH12実績値、
「目標値」欄の（ ）内の数値は、同じくH12実績に対する10年後の目標値です。

(1) 良好な景観形成へ誘導します。

- ・「飯山市景観形成基本計画」に基づき、人が集う場所、農村集落、沿道、水辺・緑・公園などの風景づくりを進めていきます。
- ・「飯山市沿道景観維持に関する指導要綱」に基づいて、良好な景観の妨げとなる屋外広告物の撤去や規制を進めていきます。
- ・自然景観やまち並みと調和のとれた景観形成のため、「高社山麓・千曲川下流域景観形成育成重点地域」制度に基づく景観形成基準を守っていきます。
- ・大規模開発行為者に対する景観配慮の指導を行っていきます。
- ・間伐等により眺望がよくなる山や丘陵などを眺望ポイントとして確保し、良好な景観を楽しめる場づくりを行っていきます。
- ・地域にふさわしい景観づくりを推進するため、景観行政団体への移行、景観条例の施行、景観計画の策定を行っていきます。

(2) 景観形成に対する意識の啓発を推進します。

- ・建造物や広告物に対する景観だけでなく、まち並みや山間地、河川などの風景も含めた景観に対する意識を高めていきます。
- ・建造物を周囲の自然に配慮したものとしたり、街路樹の手入れやごみの撤去を行ったりするなど、市街地の景観形成に配慮していく意識を高めていきます。
- ・良好な景観形成に対する市民や事業者の取り組みを推進するため、「いいやま景観賞」の選考、景観点検の実施、研修会、講習会など飯山市景観形成推進協議会の活動を進めていきます。
- ・フラワーロードの植栽・管理や景観形成住民協定の締結など、住民参加による景観づくりをすすめていきます。
- ・「景観シンポジウム」の内容を充実していくなど市民への啓発を進めていきます。

●**市民の取り組み**

- ・地域に花の植栽を行ったりフラワーロード植栽に参加し、美しい景観作りに努める。
- ・個人宅においても、草刈りや清掃など家屋や敷地の維持・管理を行う。
- ・家屋の新築・改築にあたっては、周囲の景観との調和に十分配慮する。

●**事業者の取り組み**

- ・建物の建設や看板の設置にあたっては、周囲の景観との調和に十分配慮する。

3 豊かな緑の保全と創出

個別目標
3-3

自然とふれあい、人とふれあう公園や散歩道づくりなどを
市民の参加ですすめていきます。

【環境指標】

項目	H22現状値	H32目標値
都市計画公園数	6 か所 (6)	9 か所 (9)
市民一人当たり都市公園面積	11.9 m ² (10.4)	15 m ² (11)
フラワーロード植栽延長	7.7km (5.8)	10km (10)
都市計画用途地域内緑地面積率	29.7% (29.7)	40% (28)
市民アンケート「身近な公園・広場に対する満足度」	36% (36)	45% (45)

※表中「現状値」欄の（ ）内の数値は前計画に記載されていたH12実績値、
「目標値」欄の（ ）内の数値は、同じくH12実績に対する10年後の目標値です。

(1)公園緑地の整備と創出を推進します。

- ・公共施設における緑化やフラワーロードの植栽を進めるとともに、道路整備等により生み出される残地に木を植えるなど、緑地の整備を行っていきます。
- ・市街地の緑化や人のふれあいの場を創出するため、都市公園の整備を進めていきます。
- ・ため池や遊休地の活用、お宮を中心とした小公園的な整備など、地域に根ざした“公園”づくりを進めていきます。
- ・災害時に避難場所ともなる防災機能をもった公園緑地を確保していきます。

(2)ふれあいのある散歩道の整備と創出を推進します。

- ・地域の特性を考慮した街路樹やフラワーロードの整備を行い、まち中の木陰や四季の彩を創出する取り組みを進めていきます。
- ・道路沿道における街路樹や緑地等の整備と適正管理により、道路交通環境等の改善を進めていきます。
- ・歩行者や自転車利用者が安全で快適に利用できるよう、専用道の整備を進めていきます。
- ・自然とふれあい、人とふれあう散策道等の情報を市民から集め、ふれあい散策道マップをつくっていきます。

●市民の取り組み

- ・地域の公園を住民の手により維持・管理する。

4 ふれあいと特性を活かしたまちづくりの推進

個別目標
3-4

歴史の趣きと静かなたたずまいを活かして、自然と人とのふれあいの
あるまちづくりをすすめていきます。

【環境指標】

項目	H22現状値	H32目標値
都市計画区域面積	1,083ha (1,083)	1,246ha (適正な区域拡大を行います)
市民アンケート 「福祉への配慮に対する満足度」	58% (50)	65% (65)

※表中「現状値」欄の（ ）内の数値は前計画に記載されていたH12実績値、
(1)地域の特性を活かしたまちづくりに取り組みます。「目標値」欄の（ ）内の数値は、同じくH12実績に対する10年後の目標値です。

- ・市全体が“ゆきと寺のまち”として感じられるよう、地域の特性や自然を活かしたまちづくりを進めていきます。
- ・自然、歴史、文化等に育まれた地域の特色を見直し、個性として活かしたまちづくりを地域全体で考えていきます。

(2)人にやさしいまちづくりに取り組みます。

- ・飯山ならではの生活の知恵、文化、伝統などが、日常の生活においても感じられるようなまちづくりを進めていきます。
- ・市街地や住宅地の整備に当たっては、自然環境に配慮し、緑や景観などアメニティー（快適環境）の創出に努めるとともに、エネルギー消費やごみ処理などは環境負荷の少ない工夫を取り入れていきます。
- ・公共建築物、道路、公園、公共交通機関等のバリアフリー化など、高齢者や障害者に配慮したまちづくりや施設整備を進めていきます。
- ・ユニバーサルデザイン（※）の発想を公共事業などに積極的に採用していきます。

※ユニバーサルデザイン…障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、多様な人々が気持ちよく使えるように設計された物や都市、生活環境のこと。

(3)環境に配慮した土地利用を推進します。

- ・新幹線飯山駅効果による都市的土地利用の進行に対し、都市計画区域の編入及び用途地域の見直し等を行います。
- ・全市的な都市的土地利用と農業的土地利用の調和を図り、適正な土地利用を誘導します。

●市民の取り組み

- ・地域で特色を話し合い、個性を活かした地域づくりに取り組む。

基本目標 4

“循環型の暮らしを実践するまち”

「雪の有効活用をすすめるとともに、ライフスタイルを見直し、資源を大切にする循環型社会をつくっていきます。」

1 雪害対策と雪の活用

個別目標 4-1

雪害対策を強化するとともに、克雪・親雪の工夫を行い、雪を味方にした暮らし方をすすめていきます。

〔環境指標〕

項目	H22現状値	H32目標値
冬期間の道路交通確保率	42% (47.8)	55%以上 (55)
無散水融雪施設整備路線延長	5.4km (3.8)	10km 以上 (10)
流雪溝整備路線延長	6.9km (5.4)	20km (20)

※表中「現状値」欄の（ ）内の数値は前計画に記載されていたH12実績値、「目標値」欄の（ ）内の数値は、同じくH12実績に対する10年後の目標値です。

(1) 雪に強いまちづくりを推進します。

- ・市民・事業者・行政が互いに協力して克雪活動を推進し、住みよい地域づくりを進めるため、「飯山市克雪地域づくり市民協議会（※）」の活動を充実していきます。
- ・堆雪帯、歩道除雪、無散水融雪施設、流雪溝など雪対策を考慮した道路整備を進めていきます。
- ・除雪を進める上で地域の協力は不可欠です。機械除雪が困難な路線については、各家庭での普及が拡大しているハンドロータリー車を借用（スクラム除雪）する等の協力を求めながら進めていきます。
- ・克雪型住宅の普及などにより、安心して暮らせる環境づくりを進めていきます。
- ・冬期間の日常生活空間を確保するための雪処理対策として、流雪溝の整備を進めていきます。

※克雪地域づくり市民協議会…市民と関係機関が協力して克雪活動を推進することにより、活力ある住みよい地域づくりを進めることを目的として昭和 61 年に設立された協議会。

(2) 雪を味方にした暮らしを工夫し推進します。

- ・雪を観光資源として、「いいやま雪まつり」、「かまくら祭り」、雪国体験などのイベントを開催し、飯山市の魅力を市内外へ PR していきます。
- ・小型除雪車の効率的配備などにより、除雪困難路線の解消を進めていきます。

(3) 雪エネルギーの研究や活用に取り組みます。

- ・雪エネルギーの利用には費用対効果など課題も残されていますが、今後も技術革新の

動向を見ながら、環境教育の意味合いを含め、多様な雪エネルギーの利活用について検討します。

●市民の取り組み

- ・雪下ろしや除雪は周囲に配慮し、思いやりや協力心を持って行う。
- ・路上駐車など道路除雪の妨げになる行為はしない。
- ・住宅の建設にあたっては、雪の処理を考慮した設計を行う。
- ・スキー場や雪まつりなどに出かけ、雪を楽しむ。

2 資源・エネルギーの有効利用

個別目標
4-2

省エネルギーに配慮した暮らしや、自然エネルギー、未利用エネルギーの活用をすすめていきます。

【環境指標】

項目	H22現状値	H32目標値
電力使用量	223,134MWh (173,283)	200,000MWh 以下 (現状維持)
上水道使用量	2,046 千m ³ (2,141)	現状維持 (現状維持)
上水道の有収率	78.5% (78.3)	85%以上 (85)
公共施設新エネルギー設備設置施設数	3 か所 (3)	10 か所以上 (10)
市民アンケート「自然エネルギーの利用状況」	7% (12)	20% (20)
事業者アンケート「自然エネルギーの利用状況」	1% (4)	15% (15)

※表中「現状値」欄の（ ）内の数値は前計画に記載されていたH12実績値、「目標値」欄の（ ）内の数値は、同じくH12実績に対する10年後の目標値です。

(1) 省資源・省エネルギーに対する意識の啓発を推進します。

- ・自然への感受性を高め、風、木陰の涼など自然の力やエネルギーを活かした暮らし方の工夫など、日常生活における省エネルギーへの取り組みを進めていきます。
- ・あらゆる機会を通じて家庭での省エネルギーに向けた普及啓発を進めていきます。
- ・エネルギーの大切さを学ぶ場や機会を設けていきます。

(2) 新エネルギーの研究と活用に取り組めます。

- ・新エネルギービジョンに基づき、生活環境や気候風土などの地域特性を踏まえ、地域資源を活かした新エネルギーの普及促進を図ります。
- ・新エネルギーに係る各種情報の提供に努めるとともに、新エネルギーの活用に対する支援策等の検討を行ないます。
- ・平成22年度に市役所庁舎に太陽光発電装置を設置しました。今後も、多くの市民が利用する公共施設への新エネルギーの導入を図り、新エネルギーの普及を推進します。

●市民の取り組み

- ・照明をこまめに消したり、電化製品のコンセントを抜いたりして、家庭での節電に努める。
- ・住宅へ太陽光発電システムを設置する。
- ・暖房に薪ストーブやペレットストーブを使う

●事業者の取り組み

- ・機器の更新の際には節電効率の高いものを導入する。

3 環境保全活動の促進

個別目標
4-3

環境美化活動をすすめ、環境モラルの向上と

環境への監視を強めていきます。

[環境指標]

項目	H22現状値	H32目標値
環境美化一斉行動参加者数	83 人 (74)	150 人以上 (150)
地域の環境美化活動実施率	66% (46)	60%以上 (60)
不法投棄通報件数	3 件 (21)	0 を目指す (0 を目指す)
不法投棄ごみ回収量	3t (9)	0 を目指す (0 を目指す)
ISO14001 またはエコアクション 21 取得・登録事業所	4 事業所 (2)	10 事業所以上 (5)
市民アンケート 「まちのきれいさに対する満足度」	64% (48)	65% (65)
市民アンケート「地域美化活動への参加状況」	47% (49)	60% (60)

※表中「現状値」欄の（ ）内の数値は前計画に記載されていたH12実績値、
「目標値」欄の（ ）内の数値は、同じくH12実績に対する10年後の目標値です。

(1) 環境美化活動を促進します。

- ・環境美化一斉行動（ゴミゼロ運動の日）を全市的に展開していく体制を整備していくとともに、環境教育の場として活用するなど、環境美化意識の醸成を図っていきます。
- ・環境美化実施団体への支援を行うとともに、多くの市民が気軽に活動に参加できる仕組みをつくっていきます。
- ・地区の環境衛生委員と連携し、地域の実情にあった実効性を高める仕組みづくりを検討していきます。

(2) 環境保全意識の啓発と指導を推進します。

- ・住宅地における空地等の適正な管理の指導や環境に影響を及ぼす物品の屋外貯蔵に対するパトロールや指導を進めていきます。
- ・自動販売機の設置にあたっては環境に悪影響を及ぼすことのないよう啓発を行い、環境に良くないものについては指導を行っていきます。
- ・ごみ処理に対する意識改革や美化活動、廃棄物の投棄などに対し、意識の変革を進めていきます。
- ・市が率先して環境保全行動に取り組むとともに、企業の環境管理マネジメントシステム取得の啓発を進めていきます。
- ・「市民清掃の日」を定期的に設けるなど、市民が自主的に環境保全行動に取り組むことのできる場づくりや、意識の啓発を進めていきます。

(3)不法投棄防止対策を推進します。

- ・環境保全推進員、不法投棄監視員等による定期的なパトロール体制の維持など、常時監視体制を充実していきます。
- ・放置自転車、放置自動車などには、未然防止策を中心に対策を実施していきます。
- ・不法投棄の監視に当たっては、地区の衛生委員の協力を得るなど、より効果を高めるような協力体制を検討していきます。

(4)地球環境にやさしい活動に取り組みます。

- ・日常生活や事業活動において、常に地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、生物多様性の喪失といった地球環境問題を意識して消費、生産を行い行動できるよう、あらゆる機会を捉えて啓発活動を行っていきます。
- ・「エコアクション21」(※)など、中小企業も比較的取り組みやすい環境経営システム導入について啓発を行っていきます。

※エコアクション 21…環境負荷の把握や、その削減のための取り組みなど、中小事業者も取り組みやすい環境省が定めたガイドラインに基づく環境経営の仕組み。

●市民の取り組み

- ・地域の環境美化に努め、不法投棄やポイ捨てをしにくい環境づくりを地域全体で取り組む。

●事業者の取り組み

- ・エコアクション21や環境ISOなどの環境マネジメントシステム取得に取り組む。

4 循環型社会を意識したライフスタイルの形成

個別目標 4-4

ごみを出さない生活スタイル、ごみをつくらない生産スタイルに変えていきます。

〔環境指標〕

項 目	H22現状値	H32目標値
ごみの処理量	5,402t (5,745)	4,000t (処理予測量比 20%削減)
資源物回収量	1,058t (836)	現状維持 (12年度実績比 100%増加)
ごみのリサイクル率	22% (21.5)	30% (34)
廃油回収量	3.5t (4.2)	5t (10t 以上)
事業者アンケート 「環境にやさしい製品・技術開発への取り組み状況」	15% (12)	35% (35)

※表中「現状値」欄の（ ）内の数値は前計画に記載されていたH12実績値、「目標値」欄の（ ）内の数値は、同じくH12実績に対する10年後の目標値です。

(1)ごみの排出抑制を推進します。

- ・家庭にごみになるものを持ち込まないことや包装ごみの減量化を図るため、買い物の際には買い物袋を持参するマイバッグ運動を、事業者と共に進めていきます。
- ・商品を購入する際、廃棄後の処理を考慮に入れてリサイクルできる商品や簡易包装商品、及び再使用できる商品を選択する「3R(※)」意識が一層浸透するよう、取り組みを推進していきます。
- ・レジ袋削減やごみの減量、容器を回収しリサイクルする活動など、環境配慮に積極的に取り組む商店、事務所等の事業所の取り組みを集約し公表することにより、環境問題に対する意識を高めていきます。
- ・事業系一般廃棄物を多量に排出する事業所に対し、減量計画の策定、提出を義務付け、排出抑制や排出された廃棄物の循環的利用を計画的に推進するよう指導していきます。

※3R…Reduce(リデュース):減量、Reuse(リユース):再使用、Recycle:(リサイクル):再資源化の3つの頭文字「R」からできたごみ減量のための考え方で、①ごみの発生抑制 ②再使用 ③ごみの再資源化 の優先順位でごみの削減に努めようと呼びかけているもの。

(2)ごみ問題に関する教育、啓発活動を推進します。

- ・ごみを焼却すれば焼却灰やCO₂など別の物質が発生し、その処理にも費用や労力がかかっていることを市民に知ってもらうことで、ごみ減量の必要性を認識し実践につながるよう取り組みを行っていきます。
- ・ごみ問題、環境問題についての情報提供やごみ処理施設の開放、見学等あらゆる機会を通じて、ものを大切にすること、リサイクルを推進することの必要性への認識を高

めていきます。

- ・小・中学生がごみ処理の方法、分別の仕方、資源の重要性等の学習を行うために必要な講師の派遣や施設見学等を行っていきます。
- ・地域での各種会合の際、ごみ処理や環境問題についての学習会・説明会、出前講座を行い、市民の理解を深めていきます。
- ・ごみの減量を推進していく上でコミュニティの果たす役割は重要であるため、地域の衛生委員やごみ減量推進員と連携し、ごみの排出抑制、再使用、リサイクル等に関するルールの浸透を図っていきます。

(3)ごみに関する情報の提供等を推進 します。

- ・ごみの排出・処理状況、資源物のリサイクル状況、処理経費、減量化への取り組み状況などについて、市報、市のホームページ、CATV等を通じ広く市民に公表し、ごみ問題に対する意識を高めていきます。
- ・グリーン購入を促進するため、市が率先して調達に取り組むことにより、市民及び事業者への取り組みを広げ、普及させていきます。
- ・エコマーク商品、グリーンマーク商品などのリサイクル製品に関する情報を提供していきます。

●市民の取り組み

- ・「3R」意識を常に持って商品を購入する。
- ・買い物の際はマイバッグを持って出かける。
- ・商品購入の際はエコ商品を選ぶ。

●事業者の取り組み

- ・買い物客にマイバッグの持参を呼びかけたり、過剰包装を控えたりする。

5 リサイクル(3R)の推進と適正処理

個別目標 4-5

不用品の再使用(リユース)や再生利用(リサイクル)をすすめていきます。

【環境指標】

項 目	H22現状値	H32目標値
ごみの処理量	5,402t (5,745)	4,000t (処理予測量に対し20%の削減)
資源物回収量	1,058t (836)	現状維持 (12年度実績に対し 100%の増加)
集団回収量	431t (305)	600t (350)
ごみのリサイクル率	22% (21.5)	30% (34)
生ごみ処理器補助基数 (H3からの累計)	1,779基 (1,314)	2,000基 (全世帯の40%に普及)
ごみステーション整備補助基数	286基 (122)	330基 (300基以上)
農業用廃プラスチック回収量	16t (11.8)	80t以上 (80)
事業者アンケート 「廃棄物の減量化への取り組み状況」	76% (58)	80% (75)

※表中「現状値」欄の()内の数値は前計画に記載されていたH12実績値、
「目標値」欄の()内の数値は、同じくH12実績に対する10年後の目標値です。

(1)ごみの減量化のための取り組みを推進します。

- ・ごみの減量目標値を定め、市民・事業者・行政が一体となって目標達成に向けて取り組んでいきます。
- ・分別収集の促進やごみ排出量の抑制を図るため、減量目標の達成状況を検証し、ごみ収集の有料化導入に向けた検討を行っていきます。
- ・家庭で不用になった耐久消費財等の再使用を推進するため、市報で行っている「不用品情報コーナー」の周知・利用を拡充していきます。
- ・ごみや資源の分別方法、出し方等に関する分かりやすいパンフレットなどを作成・配布し、分別意識の向上を図っていきます。

(2)資源物の回収と再生利用を推進します。

- ・休日資源物回収の増加や、自動車を持っていない人も資源物を出しやすくするなど、資源物回収体制の充実を進めていきます。
- ・上手な生ごみ堆肥化方法の情報提供や、処理機等の購入に対する支援を行い、生ごみの自家処理を進めていきます。
- ・資源物の集団回収を促進するための助成金の交付や参加団体、実施回数が増加してい

くような回収・流通体制づくりを進めていきます。

- ・街路樹、せん定枝は回収しチップ化して配布することで、資源として活用していきます。
- ・ごみとして捨てられている廃食用油をなるべく多く回収し、燃料等にリサイクルしていきます。

(3)ごみ処理施設の計画的な維持管理・整備を推進します。

- ・処理施設の適正な運営管理を徹底していくとともに、処分方法、リサイクル方法について検討を進め、環境への負荷を低減していきます。
- ・ごみの減量を進めることで、焼却灰を埋め立てる最終処分場をできるだけ長い期間使用できるよう取り組みます。

(4)廃棄物の適正処理に関する指導・啓発を推進します。

- ・粗大ごみ、農業用廃プラスチック、農薬などの排出方法の周知徹底や、回収体制の充実を行っていきます。
- ・不法投棄防止や野外焼却禁止の周知徹底、指導等を強化していきます。
- ・適正処理が困難なものの処理方法の周知や、製造・販売業者が回収ルートを確保していく仕組みづくりを検討していきます。
- ・産業廃棄物の適正処理に関する事業者との情報交換を行ったり、施設周辺の生活環境に影響を与えないよう指導したりしていきます。

●市民の取り組み

- ・家庭で不要になった物はすぐに捨てるのではなく、リサイクルショップや市の不用品情報コーナーを活用して、必要な人に使ってもらう。
- ・生ごみは堆肥化するなどして、なるべくごみとして出さないようにする。
- ・地域の集まりなどにおいても、ごみの分別を徹底する。

●事業者の取り組み

- ・ごみの分別を管理・徹底し、できるだけ資源化する。
- ・産業廃棄物は法を順守し適正に処理をする。

基本目標 5

“市民が主体的に活動していくまち”

「環境情報の収集・発信、環境学習・環境教育・環境行動の機会の提供と、人材育成や連携・支援のための仕組みづくりをすすめていきます。」

1 環境教育・環境学習の推進と環境情報の収集・発信

個別目標 5-1

環境情報の収集・発信や催しの開催など、子どもから大人まで、様々な環境学習のできる機会や場を設けていきます。

〔環境指標〕

項目	H22現状値	H32目標値
市民アンケート「環境学習等への参加状況」	20% (23)	40% (40)
事業者アンケート 「環境に関する社員教育への取り組み状況」	20% (28)	35% (35)

※表中「現状値」欄の（ ）内の数値は前計画に記載されていたH12実績値、
「目標値」欄の（ ）内の数値は、同じくH12実績に対する10年後の目標値です。

(1) 環境教育・環境学習を推進します。

- ・環境に関する教育・学習を生涯学習のメニューとして位置付け、環境の変化を感じることができるような意識向上を図ります。
- ・子ども達が環境問題を自分の手で切り拓いていく意欲と主体性を持てるよう、学校における環境教育・学習を充実していくよう働きかけや協力を行っていきます。
- ・親子で環境を学習する機会を設けるなどして、大人が子ども達と環境学習に取り組むことのできる方法を検討していきます。
- ・地区活性化センターや学校に環境情報コーナーを設けるなど、地域に根ざした環境学習の場づくりを進めていきます。

(2) 環境情報の収集と発信に取り組みます。

- ・市報、市のホームページ、CATV等を活用し、ホタルの見られる場所や環境美化活動の年間スケジュール、環境イベントの開催状況など環境情報の収集・発信を行っていきます。
- ・家庭での環境教育を進めていくため、環境について先進的な取り組みをしている自治体を調査し、飯山市でも取り組みやすい方策を検討します。
- ・環境セミナーなど魅力ある学習の機会を企画し、市民が意欲的に環境学習に取り組む環境を整備していきます。

●**市民の取り組み**

- ・環境セミナーや環境観察会などに積極的に参加する。

●**事業者の取り組み**

- ・社員研修の一環として地域の自然を学ぶ機会を作る。

2 自然学習の促進

個別目標 5-2

子どもたちや親子での自然遊び、自然学習を促進する場と仕組みを作っていきます。

項目	H22現状値	H32目標値
自然観察会参加人数	28 人 (25)	50 人 (多数の参加が得られるよう実施回数を増やします)
せせらぎサイエンス参加人数	29 人 (54)	50 人 (多数の参加が得られるよう実施回数を増やします)
市民アンケート「自然観察会等への参加状況」	13% (7)	30% (30)

※表中「現状値」欄の（ ）内の数値は前計画に記載されていたH12実績値、「目標値」欄の（ ）内の数値は、同じくH12実績に対する10年後の目標値です。

(1) 自然学習の場の充実と創出に取り組めます。

- ・郷土の自然環境について、希少野生動植物などの保護や観察会を通して、楽しみながら学ぶ機会を充実させていきます。
- ・里山や森林を整備し、自然の遊び場づくりに活用していきます。
- ・子どもたちが遊べる公園などにも、生物多様性を意識できるような環境づくりに取り組みます。
- ・地域の水辺の魅力を引き出し自然学習の場として活用できるよう、千曲川親水公園、カヌーポートなどの見直しを行っていきます。
- ・かまくら作りや凍みわたりなど、雪国ならではの遊びを体験できる場をつくり出します。

(2) 学習体制を整備します。

- ・親子が豊かな自然を体験できるよう、飯山の環境を紹介したマップづくりを行っていきます。
- ・学校における「総合的な学習の時間」などに、自然観察の講師として地域の自然に詳しい人たちを紹介するなど、自然学習が体験できる機会を増やしていきます。
- ・地域や自然環境の専門家との連携により、子ども達の自然学習の機会を増やしていきます。

●市民の取り組み

- ・家族で川遊びや里山散策などを楽しむ。
- ・公民館活動において、自然で遊んだり学習したりする機会を計画する。



●「かえるの学校」

市公民館と外様地区公民館が共催で、天然記念物
黒岩山の自然観察会を毎年行っている。

「モリアオガエル」など貴重な動植物を観察できる。

3 人材育成・支援のための仕組みづくり

個別目標 5-3

環境教育や環境行動を積極的にすすめるために、必要な人材育成や支援のための仕組みをつくっていきます。

項目	H22現状値	H32目標値
こどもエコクラブ登録団体数	なし（1クラブ）	8クラブ以上（8クラブ以上）
みどりの少年団結成団体数	2団体（2）	5団体（5）
自然観察インストラクター（※）登録数	4人（6）	10人以上（20）
市民アンケート「グループ等での活動状況」	10%（9）	20%（20）
事業者アンケート 「社員のボランティア活動への支援状況」	3%（7）	10% ‘

※表中「現状値」欄の（ ）内の数値は前計画に記載されていたH12実績値、「目標値」欄の（ ）内の数値は、同じくH12実績に対する10年後の目標値です。

※自然観察インストラクター… 子ども達を始め多くの人々が自然に親しみ、学習する機会の充実を図るため、植物、鳥、昆虫、星座等の知識を持った人を「自然観察インストラクター」として登録してもらい、自然観察会等で自然解説を行ってもらう県の制度。

(1) 人材の育成を推進します。

- ・環境に対する情報の収集・発信や環境問題に対する関心を高めていくため、環境ボランティアや環境アドバイザー、NPO（NGO）などを育成するための仕組みづくりに取り組みます。
- ・地域における環境リーダーの育成と継続的な活動を行うための体制づくりに取り組みます。
- ・環境カウンセラー（※1）、自然観察インストラクター、自然保護レンジャー（※2）、高山植物等保護指導員等として活動できる人材の発掘や育成を図っていきます。

※1 環境カウンセラー…環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民、事業者などの環境保全活動に対する助言（環境カウンセリング）などを行う人材として、環境省の行う審査を得て登録された人。市民・市民団体を対象としたカウンセリングを行う「市民部門」と、事業者を対象としたカウンセリングを行う「事業者部門」に分けて登録されている。

※2 自然保護レンジャー…県の委嘱により、自然公園等における動植物の保護指導や施設の適切な利用指導など、自然保護に関する指導を行うボランティア。

(2) 環境行動への取り組みに対する支援を推進します。

- ・仲間と一緒に環境学習や実践に取り組むことができる「こどもエコクラブ」への参加や「みどりの少年団（※3）」の結成をすすめ、活発な活動が行えるよう支援していきます。
- ・各地域で独自に取り組まれている環境学習会・講座や自然観察会・教室など大勢の人が参加でき、取り組みに関わりを持つ人の輪を広げ、横の繋がりをもって学習できる仕組みづくりに取り組みます。
- ・環境先進地への市民の視察、環境にやさしい種々の機器等の紹介、斡旋など環境に対

する意識啓発をすすめていきます。

※3 みどりの少年団…次代を担う少年少女が、緑を通じて広く自然を学び、体験学習を実践することにより、健全な心身の養成に努めることを目的とした団体。

●市民の取り組み

- ・環境や自然観察等の知識を学習して指導ボランティアに登録する。

4 持続的な環境行動の促進

個別目標 5-4

環境行動が持続的に行われていくために必要な連携・評価のための仕組みをつくっていきます。

【環境指標】

項目	H22現状値	H32目標値
市民環境モニター委嘱数	0人 (0)	3人 (20)
市民アンケート「環境調査への参加状況」	6% (5)	20% (20)

※表中「現状値」欄の（ ）内の数値は前計画に記載されていたH12実績値、
「目標値」欄の（ ）内の数値は、同じくH12実績に対する10年後の目標値です。

(1) 連携のとれた体制づくりに取り組みます。

- ・環境行動に取り組むボランティア、各団体、地域等と連携・協働しながら、継続的な活動を行うための体制づくりに取り組みます。
- ・環境教育、環境行動、人材育成を進めるにあたっては、県や近隣市町村との連携を図っていきます。

(2) 環境評価の実施に取り組みます。

- ・環境についての調査・施策の実施、効果のモニタリング、施策の見直し、展開といった仕組みをつくっていきます。
- ・環境の実態把握行動を持続させていくために、市民による環境への意見を聞き、その内容を公表したり、取り組みに活かしたりすることのできる仕組みづくりを検討します。
- ・各環境項目に対する取り組み等の定期的な意識調査を実施するとともに、実態把握や監視を行っていきます。

5 環境を考える市民会議の設立

個別目標 5-5

環境を考え行動する市民会議を設立し、環境問題に関する学習や調査・評価を行い、環境への関心と行動を高めていきます。

(1) 環境を考え行動する市民会議を設立します。

- ・市民が主体となる自発的な環境に関する組織に対し支援を行い、連携して環境問題に対する学習、調査、情報発信、啓発等を行っていきます。
- ・市民会議は、市民・事業者・行政がそれぞれの立場から環境問題について話し合い、連携を図るための組織にしていきます。
- ・市民会議は、市が行う環境施策を市民の側からチェックし、提案する場とします。
- ・市民会議へは、自然環境、公害問題等に関する学識経験者の参加も進めていきます。

(2) 市民会議と連携する体制づくりに取り組みます。

- ・事業者が環境問題について話し合う、事業者同士の会議の場づくりを検討していきます。
- ・環境問題に対する庁内の調整組織、行政間の連携の仕組みづくりをすすめていきます。